

5 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分 部 門	職員数		増 減
	令和7年	令和6年	
一般行政部門	210人	207人	3人
教 育 部 門	24人	23人	1人
消 防 部 門	51人	49人	2人
公営企業等会計部門	127人	129人	▲2人
合 計	412人	408人	4人

6 職員手当の状況 (令和7年4月1日現在)

職員には給料のほかに一定の条件に該当する場合は諸手当を支給します。

区 分	内 容	
扶養手当	配偶者	3,000円
	子	1万1,500円
	そのほか（父母 など）	6,500円
	15歳～22歳の子どもがいる場合の加算	5,000円
住居手当	借家などで月額1万6,000円を超える家賃を払っている場合	上限 2万8,000円
通勤手当	交通機関（電車・バス）利用…片道2km以上（1月当たりの支給額）	上限 5万5,000円
	交通用具（自動車等）利用…片道2km以上（距離に応じて支給）	2,000円～ 3万1,600円
期末・勤勉手当	令和7年度 支給割合（6月期+12月期） 期末手当 1.25月分+1.25月分=2.5月分 勤勉手当 1.05月分+1.05月分=2.1月分 職制上の段階、職域に応じた5%～15%の加算あり	
退職手当	区 分	自己都合
	勤続20年	19.6695月分
	勤続25年	28.0395月分
	勤続35年	39.7575月分
	最高限度額	47.709月分
	そのほか加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）

※このほかにも、管理職手当、寒冷地手当、時間外勤務手当などがあります。

7 職員の勤務時間とそのほかの勤務条件の状況

勤務時間 ※交替制勤務の職場を除く

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時45分	17時15分	12時15分～13時

休暇制度

(1) 年次有給休暇

職員には原則として20日間の年次有給休暇が与えられ、令和6年中の平均使用日数は13.9日でした。

(2) 介護休暇・育児休業

令和6年度の休業制度の取得人数は、介護休暇2人、育児休業3人でした。

人事行政の運営等の状況

問合せ 職員係 ☎ 6 2 - 3 1 3 5

「美唄市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の採用や給与、服務、勤務条件などの状況をお知らせします。

市職員の給与は、地方公務員法により国やほかの地方公共団体の職員の給与などを考慮し、市議会の議決を経た「美唄市給与条例」で定められています。

詳しい内容は市ホームページをご覧ください。



1 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和5年度 人件費率
190億8,610万 4,000円	28億2,334万 3,000円	14.8%	12.6%

※人件費とは、職員や特別職の給与、議員や各種委員の報酬、手当のほか共済費の事業主負担分を含めた合計です。
※普通会計とは、一般会計および市民バス会計を統合したものです。

2 職員給与費の状況 (令和7年度普通会計予算、特別職を除く)

職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	期末・勤勉 手 当	職員手当	計 (B)	
295人	10億9,860万 8,000円	4億3,713万 2,000円	2億24万 4,000円	17億3,598万 4,000円	588万 5,000円

※職員数は予算編成時の普通会計職員数です。職員手当には退職手当組合負担金は含んでいません。

3 平均給料月額、平均年齢および初任給の状況

区 分	一般行政職 (令和6年4月1日現在)		区 分	初任給 (令和7年 4月1日現在)	
	平均給料月額	平均年齢		大学卒	高校卒
美唄市	30万9,600円	42.4歳	一般行政職	22万円	18万8,000円
国	32万3,823円	42.1歳			

※一般行政職とは、一般事務、建築や土木技術などの職員のことです。

4 特別職の報酬などの状況 (令和7年4月1日現在)

区 分	給料月額	期末手当	役職加算
市 長	81万5,000円	4.6月分	15%
副市長	65万5,000円		
教育長	57万8,000円		
議 長	40万9,000円	4.6月分	15%
副議長	35万1,000円		
議 員	32万3,000円		

冬に向けてのお知らせとお願い

問合せ
施設管理係
☎ 63-0138

お知らせ 自転車駐車場・駐車場の閉鎖

▶ 美唄駅西口・東口自転車駐車場

11月30日(日)をもって今期の利用期間を終了しますので、自転車は自宅に持ち帰りください。閉鎖日以降に駐車している自転車は条例に基づき処分します。

▶ 西2条駐車場・稲穂駐車帯

冬期間は雪の堆積場となるため、駐車はできません。

お知らせ 市道の除雪作業の目安

車道は降雪量13cm、歩道は10cmを目安に除雪作業を行います。ただし、明け方から集中して雪が降り出した場合は、除雪作業の安全確保ができないため、降雪量が基準に達していても作業を見合わせますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

お願い 置き雪は自分で処理しましょう

道路の除雪は、広い範囲を限られた時間内で終わらせるため、積もった雪を道路脇にかき分けて通行幅を確保する「かき分け除雪」で行っています。このため、各家庭の出入り口前にはかき分けられた雪が残りますが、この置き雪については各家庭で処理していただくようご協力をお願いします。

除雪後の玄関
前の雪処理は
各家庭で



お願い 道路や河川に雪を捨てることはやめましょう

道路への雪出しは、道路が狭くなるほか、路面がでこぼこになり運転手がハンドルを取られるなど交通事故の原因となり、大変危険です。さらに、緊急車両の通行や除排雪作業などの妨げにもなりますので、間口の置き雪や屋根から落ちた雪、敷地内の雪などを道路に出すことは絶対にやめてください。

また、河川や用水路に雪を捨てると、捨てられた雪により河川がせき止められ、雪解け水や少量の雨で簡単に水位が上がり、水害の原因となります。

道路や河川への雪捨ては、法令でも禁止されている大変危険で迷惑な行為ですので、雪は自分の敷地内に積むか、美唄市雪捨て場へ運ぶようお願いします。

美唄市雪捨て場

場 所	進徳町1区
使用時間	6時～19時（夜間は閉鎖します）
使用期間	12月上旬（予定）～3月末
※雪を運ぶときは、ごみが混ざらないよう注意してください。	

お願い 路上駐車はやめましょう

路上に一台でも車両が放置されていると、狭い道路などでは除雪車が通れずその道路の除雪ができないなど、除雪作業に余計な手間と時間がかかります。多くの人の迷惑となりますので、路上駐車は絶対にやめてください。